

<p>請願番号</p>	<p>請願第53号</p>	<p>受理年月日</p>	<p>平成26年9月11日</p>
<p>請願の件名</p>	<p>「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」採択に関する請願</p> <p>【請願の理由】</p> <p>2013年12月6日、第185回国会において、特定秘密の保護に関する法律の採決が強行されました。</p> <p>同法は国民の知る権利の観点から問題があり、廃止されるべきだと考えます。</p> <p>そこで、意見書を採択していただきたく請願をいたしました。</p> <p>特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書（案）</p> <p>2013年12月6日、第185回国会において、特定秘密の保護に関する法律（以下、「秘密保護法」という）が制定された。</p> <p>秘密保護法には、野党、マスコミ、弁護士会、労働組合、市民団体から多くの懸念の声が出されてきた。しかし、政府は、十分な国会審議を尽くさず、法案の採決を強行した。</p> <p>秘密指定の是非をチェックする第三者機関が一応設けられることになったが、特定秘密の指定・解除等の監視をするための十分な調査審議をするための機能が備わっていると言い難く、なお、懸念は払拭できていない。</p> <p>また、特定秘密として指定することができる最長期間が定められていない。そのため、特定秘密が永遠に特定秘密のままとされ、国民の目から隠され続け、特定秘密としての指定が適正だったかどうか後世の国民による検証も困難となる可能性がある。</p> <p>さらに、秘密保護法が施行されると、高い公益性を有する内部告発等も処罰されることとなり、国民が政府についての有益な情報を知る機会が損なわれ、国民の知る権利が侵害されるおそれがある。</p> <p>この点、アメリカ合衆国の制度等を参考にして作成された国際的ガイドラインであるツワネ原則（「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」）は、政府が秘密指定をすることができる最長期間を法律で定めるべきであること、内部告発によりもたらされた公益が秘密保持による公益を上回る場合に内部告発者は報復を受けるべきではないこと等を求めている。秘密保護法には、</p>		

	<p>ツワネ原則の求める国民の知る権利を保障するための規定を欠き、このままでは到底受け入れることができない。</p> <p>政府においては、知る権利を侵害する秘密保護法を廃止すべきである。</p>
紹介議員	鳥飼 謙二 渡辺 創 前屋敷恵美
摘要	